

事業者 各位

阿武町役場土木建築課

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。  
阿武町の簡易水道事業および集落排水事業（下水道）では、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を行いましたので、お知らせします。

事業名称	登録番号
阿武町簡易水道事業特別会計	T1800020002456
阿武町農業集落排水事業特別会計	T3800020002454
阿武町漁業集落排水事業特別会計	T2800020002455

適格請求書(インボイス)に対応する通知書等について

- ・年間納入分の納入済通知書を適格請求書（インボイス）として発行しますので、必要な期間をお知らせください。（納付書や検針票は対応していません。）
- ・再発行はいたしかねますので、大切に保管をお願いします。  
（更正等により請求金額が変更になる場合は、上記とは別に対応します。）
- ・適格請求書（インボイス）は個別に発行いたしますので、発行を希望される方は、以下までご連絡ください。

阿武町役場  
土木建築課 管理係  
TEL.08388-2-3112  
FAX.08388-2-2100